



福島県医発第586号（地）

平成26年5月23日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

（公印省略）

公知申請に係る事前評価が終了し、薬事法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた
医薬品の保険上の取扱いについて（B型肝炎母子感染予防関連）

医薬品は、原則として薬事承認された効能・効果及び用法・用量を前提に保険適用されているところですが、保険適用を迅速に行うことでドラッグ・ラグを解消する観点から、一定の条件を満たした医薬品（薬事・食品衛生審議会（薬食審）において公知申請に係る事前評価が終了した医薬品）については、今後追加される予定の効能・効果及び用法・用量についても保険適用を可能とする取扱いが平成22年8月25日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会にて了承されたところです。

これを受け、添付資料に示されている医薬品については、変更が予定されている用法・用量についても既に保険適用されていたところです。（平成25年11月30日付け福島県医発第2075号（地）にてご連絡。）

今般、当該品目の用法・用量の変更が、平成26年3月17日付けで薬事承認されたことにより、上記取り扱いによらず保険適用が可能となりました旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了解頂きますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 今回の用法・用量の変更に伴い、B型肝炎母子感染予防方法も変更されておりますが、既に変更前の用法・用量により投与が実施・予定されている症例については、従前の用法・用量に基づく投与方法であっても平成26年9月末日までは算定を可能とする保険診療上の取り扱いも示されております。

通知の一番最後に変更後のスケジュールが示されておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

（本件については、平成26年4月10日付け福島県医発第109号（地）においてご連絡。）

- 2) 本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載されておりますことを申し添えます。

日医発第 53 号（保 9）
平成 26 年 4 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

公知申請に係る事前評価が終了し、薬事法に基づく承認事項の一部変更承認
がなされた医薬品の保険上の取扱いについて（B型肝炎母子感染予防関連）

医薬品は、原則として薬事承認された効能・効果及び用法・用量を前提に保険適用されておりますが、保険適用を迅速に行うことでドラッグ・ラグを解消する観点から、一定の条件を満たした医薬品（薬事・食品衛生審議会（薬食審）において公知申請に係る事前評価が終了した医薬品）については、今後追加される予定の効能・効果及び用法・用量についても保険適用を可能とする取扱いが、平成 22 年 8 月 25 日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会にて了承されました。

これを受け、添付資料に示されている医薬品については、変更が予定されている用法・用量についても既に保険適用されていたところです。（平成 25 年 10 月 29 日付け日医発第 731 号にてご連絡。）

今般、当該品目の用法・用量の変更が、平成 26 年 3 月 17 日付けで薬事承認されたため、上記取扱いによらず保険適用が可能となりましたので、お知らせ致します。

これにより、当該品目の今後の使用に当たっては、新しい添付文書をご参照いただくこととなります。

また、今回の用法・用量の変更に伴い、B型肝炎母子感染予防方法も変更されておりますが、既に変更前の用法・用量により投与が実施・予定されている

症例については、従前の用法・用量に基づく投与方法であっても平成 26 年 9 月末日までは算定を可能とする保険診療上の取扱いも示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知頂きますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 公知申請に係る事前評価が終了し、薬事法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて

(平 26. 3. 17 保医発 0317 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

公知申請に係る事前評価が終了し、薬事法に基づく承認事項の
一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて

適応外使用に係る公知申請についての事前評価が行われた結果、公知申請を行っても差し支えないとの結論が得られた別添1の医薬品については、結論が得られた日から当該品目について追加が予定された効能・効果及び用法・用量を保険適用としたところで（平成25年10月18日付け保医発1018第1号厚生労働省保険局医療課長通知「公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて」）。

本日、別添1の品目において薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第9項の規定に基づき、変更が予定された用法・用量の一部変更承認がなされたため、課長通知によらず保険適用が可能となったことから、課長通知の内容のうち別添に掲げられた品目については本日をもって削除することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

また、組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）製剤等の用法・用量の変更については、別添2のとおり「B型肝炎母子感染予防法の変更について」（平成26年3月17日付け健感発0317第3号・雇児母発0317第3号厚生労働省健康局結核感染症課長・雇用均等・児童家庭局母子保健課長連名通知）により周知徹底をお願いしているところです。さらに本製剤の用法・用量に関連する接種上の注意においては「B型肝炎ウイルス母子感染の予防における初回注射の時期は、被接種者の状況に応じて生後12時間以降とすることもできるが、その場合であっても生後できるだけ早期に行うこと」とされているところですが、既に一部変更承認前の用法・用量により投与が実施・予定されている症例もあることから、平成26年9月末日までは一部変更承認前の接種スケジュールである生後2～3箇月、初回注射の1箇月後及び3箇月後に投与がなされた場合であっても算定できることとしますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

なお、今後の使用に当たっては、新しい添付文書を御参照ください。

(別添 1)

- 1 . 平成25年10月18日付け保医発1018第 1 号「公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて」
一般名：組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）
販売名：ヘプタバックス - 、 ビームゲン（0.25mL1瓶、0.5mL1瓶）
会社名：MSD株式会社、一般財団法人化学及血清療法研究所
- 2 . 平成25年10月18日付け保医発1018第 1 号「公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて」
一般名：乾燥抗HBs人免疫グロブリン、抗HBs人免疫グロブリン
販売名：ヘプスブリン筋注用200単位、ヘプスブリン筋注用1000単位、乾燥HBグロブリン筋注用200単位「ニチャク」、乾燥HBグロブリン筋注用1000単位「ニチャク」、抗HBs人免疫グロブリン筋注200単位/1mL「日赤」、抗HBs人免疫グロブリン筋注1000単位/5mL「日赤」、ヘパトセーラ筋注200単位/mL（200単位1mL1瓶、1,000単位5mL1瓶）
会社名：一般社団法人日本血液製剤機構、日本製薬株式会社、一般財団法人化学及血清療法研究所

(別添 2)

健感発 0317 第 3 号
雇児母発 0317 第 3 号
平成 26 年 3 月 17 日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

B 型肝炎母子感染予防方法の変更について

医薬品組換え沈降 B 型肝炎ワクチン（酵母由来）並びに医薬品乾燥 H B s 人免疫グロブリン及び医薬品抗 H B s 人免疫グロブリンについては、「新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」（平成 25 年 10 月 18 日付け薬食審査発 1018 第 1 号・薬食安発 1018 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知）を踏まえ、製造販売承認事項一部変更承認申請がなされ、平成 26 年 3 月 17 日付けで、別紙 1 のとおり承認されたところです。ただし、公益社団法人日本産科婦人科学会から、平成 25 年 11 月 8 日付けで、B 型肝炎母子感染予防方法の変更について、「すでに旧プロトコールで予防を開始している場合はそのまま従来法での完遂をお願いします。」とされていますので、既に変更前の用法・用量で接種を受けられている方については、御留意ください（接種スケジュールは、別紙 2 を参照のこと。）。

つきましては、貴職におかれましても、当該変更について御了知の上、引き続き関係部局と協力して予防接種対策及び母子保健対策を推進していただくとともに、管内市町村、関係団体等に周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、当該接種は、B 型肝炎ウイルスを有する妊婦が出産した場合に母子感染によってその子がキャリア化（H B s 抗原持続陽性者）することを予防するものであり、H B s 抗原陰性の妊婦から出生した乳児に対する B 型肝炎ワクチンの予防接種については、従前どおりであることを申し添えます。

また、保険診療上の取扱いについては、別添のとおり「公知申請に係る事前評価が終了し、薬事法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて」（平成 26 年 3 月 17 日保医発 0317 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知）により都道府県国民健康保険主管（部）局等宛てに周知徹底をお願いしていますので、併せて御了知いただくようお願いいたします。

(別紙 1)

1. 一般名：組換え沈降 B 型肝炎ワクチン（酵母由来）

販売名：ヘプタバックス -

ビームゲン、同注 0.25mL、同注 0.5mL

会社名：MSD 株式会社、一般財団法人化学及血清療法研究所

対象の効能・効果：

B 型肝炎ウイルス母子感染の予防（抗 HBs 人免疫グロブリンとの併用）

変更後の用法・用量：

通常、0.25mL を 1 回、生後 12 時間以内を目安に皮下に注射する。更に、0.25mL ずつを初回注射の 1 箇月後及び 6 箇月後の 2 回、同様の用法で注射する。

ただし、能動的 HBs 抗体が獲得されていない場合には追加注射する。

下線部を変更

用法・用量に関連する接種上の注意：

B 型肝炎ウイルス母子感染の予防における初回注射の時期は、被接種者の状況に応じて生後 12 時間以降とすることもできるが、その場合であっても生後できるだけ早期に行うこと。

下線部を追加

2. 一般名：乾燥 HBs 人免疫グロブリン、抗 HBs 人免疫グロブリン

販売名：ヘプスブリン筋注用 200 単位、ヘプスブリン筋注用 1000 単位、乾燥 HB グロブリン筋注用 200 単位「ニチャク」、乾燥 HB グロブリン筋注用 1000 単位「ニチャク」、抗 HBs 人免疫グロブリン筋注 200 単位/1mL「日赤」、抗 HBs 人免疫グロブリン筋注 1000 単位/5mL「日赤」、ヘパトセーラ筋注 200 単位/mL（200 単位 1mL1 瓶、1,000 単位 5mL1 瓶）

会社名：一般社団法人日本血液製剤機構、日本製薬株式会社、一般財団法人化学及血清療法研究所

対象の効能・効果：

新生児の B 型肝炎予防（原則として、沈降 B 型肝炎ワクチンとの併用）

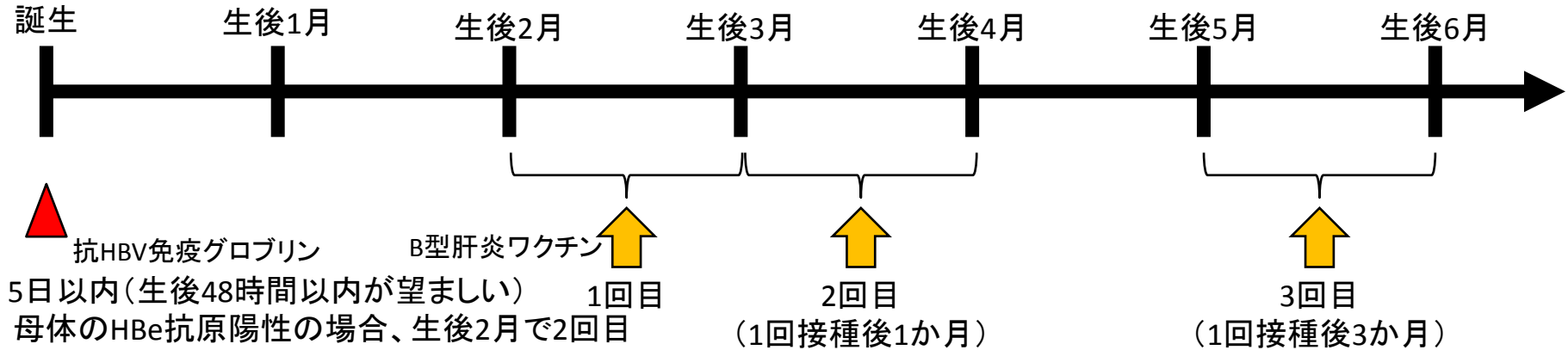
変更後の用法・用量：

初回注射量は 0.5～1.0mL を筋肉内に注射する。初回注射の時期は生後 5 日以内とする。なお、生後 12 時間以内が望ましい。また、追加注射には、体重 1kg 当たり 0.16～0.24mL を投与する。

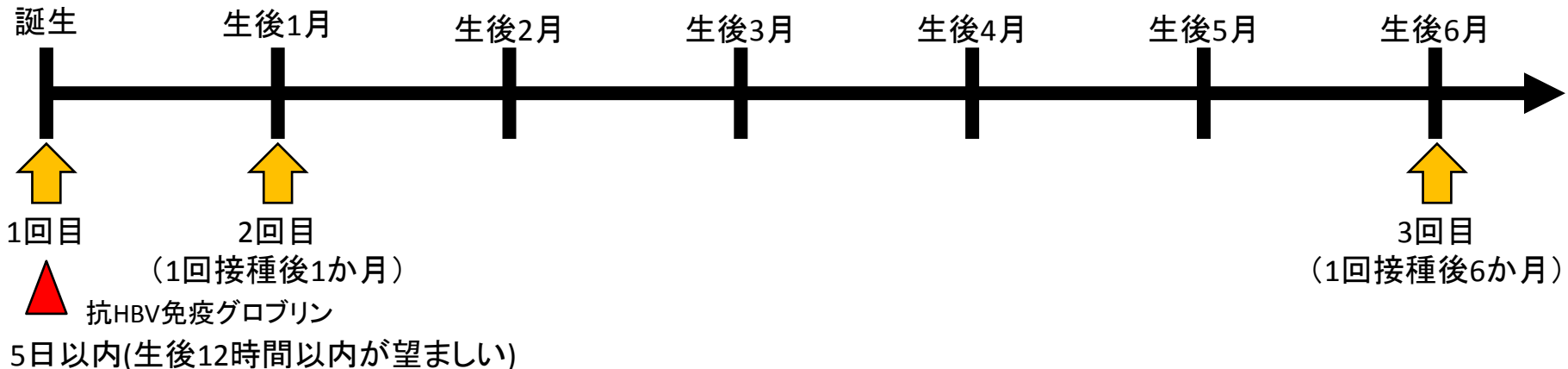
下線部を変更

(参考) B型肝炎ウイルスの母子感染予防スケジュール

現行



一変承認後



出典: 医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議 公知申請への該当性に係る報告書
 公益社団法人日本産婦人科医会 母子保健部会 B型肝炎母子感染予防方法の変更について